2026 年 9 月 30 日

# 「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」

## 2025 年度版

（報告対象期間　2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）

なぎさ有限責任監査法人

1．監査品質向上に向けた取組及び事務所概要について

（1）監査事務所の最高責任者からのメッセージ

なぎさ有限責任監査法人は下記の法人理念のもと、コンサルティング業務を中心的に行う監査法人として私を含む創業メンバー3 名を中心にして 2005 年に設立しました。

Our **na**vigation **gi**ves you **sa**tisfaction

- クライアントのよきアドバイザーでありたい
- クライアントとともに発展したい
- 良心的でありたい

その後、上場会社の監査業務も受嘱するようになりましたが、上記の法人理念は現在においても引き継がれています。

私たちの社会における存在意義、私たちが目指すべきビジョン、大切にしたい価値観は以下のとおりでありますが、その背景には、企業経営者と人として向き合い、世の中をよくするビジネスとかかわっていきたいという私たちの思いがあります。

**存在意義**

事業家・経営者が、満足度の高いビジネス人生を送るための羅針盤となる

**ビジョン**

経営者の価値観・気持ちに寄り添える専門家チーム

**価値観**

多面性・相対性を前提とし画一的・絶対的な見方をしない

常に目的を見失わず、目的に適合した精度の高さを求める

人の理解、ビジネスの理解、ビジネスセンスの重要性を認識する

大手企業に限らず、経営者の信念や人生の転機から始まった創業間もない企業、経営者の人生や自己実現と表裏一体の小規模企業をはじめ、そこから社会の公器へと成長過程にあるないし、成長した企業などが私たちの大切なお客様です。

このようなお客様（経営者）とともに歩き、真にお客様（経営者）にとって有用な存在となる。この考え方は監査業務においても変わることはありません。

監査業務においては独立した立場で関わることになりますが、そこでの私たちの言動の全てはこの考え方に裏付けられたものです。

小人数の監査法人ではありますが、経営者に真に信頼してもらうための人間性とビジネスセンスを有し、もって経営者をはじめ企業にかかわるすべての利害関係者の利益に貢献する、そのような監査法人になりたいと思っています。

なぎさ監査法人　理事長　山根武夫

（２）事務所概要

① 監査法人の目的及び沿革

A）監査法人の目的

一　財務書類の監査又は証明の業務

二　財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

B）監査法人の沿革

平成 16 年 9 月　大阪市北区になぎさ監査法人を設立

平成 16 年 10 月　主たる事務所を大阪市北区に移転

平成 22 年 9 月　主たる事務所を大阪市中央区に移転

令和 7 年 8 月　有限責任監査法人に移行

② 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれかであるかの別

有限責任監査法人

③ 業務の内容

A）業務概要

会計監査

財務に関するコンサルティング

財務調査

その他

B）新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし

C）監査証明業務の状況

令和 8 年 3 月 31 日現在

| 種別 | 被監査会社等の数 | |
|---|---|---|
| | 総数 | 内大会社等の数 |
| 金商法・会社法監査 | 2 社 | 2 社 |
| 金商法監査 | 1 社 | － |
| 会社法監査 | 5 社 | － |
| 学校法人監査 | － | － |
| 労働組合監査 | － | － |
| その他法定監査 | 2 社 | 1 社 |
| その他任意監査 | 2 社 | － |
| 計 | 12 社 | 3 社 |

D）非監査証明業務の状況

大会社等　該当なし

その他の会社等　28 社

④　社員の概況

A）社員の数

| 公認会計士 | 特定社員 | 合計 |
|---|---|---|
| 5 名 | － | 5 名 |

B）重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

| 合議体の名称 | 合議体の目的 | 合議体の構成 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 公認会計士 | 特定社員 | 計 |
| 社員会 | 法人運営上の重要事項の決定 | 5 名 | － | 5 名 |

⑤　事務所の概況

| 名称 | 所在地 | 当該事務所に勤務する者の数 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 社員 | | | 公認会計士である使用人の数 |
| | | 公認会計士 | 特定社員 | 計 | |
| なぎさ有限責任監査法人 | 大阪市中央区北浜1丁目8番16号 | 5 名 | － | 5 名 | 7 名 |

⑥　財産の概況

A）売上高の総額

| | 第 21 期<br>令和 6 年 4 月 1 日～<br>令和 7 年 3 月 31 日 | 第 22 期<br>令和 7 年 4 月 1 日～<br>令和 8 年 3 月 31 日 |
|---|---|---|
| 売上高 | | |
| 監査証明業務 | 103 百万円 | 114 百万円 |
| 非監査証明業務 | 72 百万円 | 70 百万円 |
| 合計 | 175 百万円 | 184 百万円 |

B）供託金等の額

| | |
|---|---|
| 公認会計士法施行令第 25 条に規定する供託金の額 | 10,000,000 円 |
| 供託所へ供託した供託金の額（金銭及び有価証券の額） | 10,000,000 円 |
| 保証委託契約の契約金額 | |
| 有限責任監査法人責任保険契約の点補限度額<br>（1 事故／期間中） | 10 億円／20 億円 |

C）供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

| 引受けを行う者の商号又は名称 | 保険の種類 | 契約年月日 | 保険金の額<br>（1 事故／期間中） |
|---|---|---|---|
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 公認会計士職業賠償責任保険 | 2025 年 9 月 15 日 | 10 億円／20 億円 |

## 2．経営管理の状況等

### （1）品質管理基盤

#### ① ビジョンと信条

当監査法人の社会における存在意義、私たちが目指すべきビジョンを実現するため、下記を信条として判断し行動することとしています。

【品質最優先】
会計監査業務が独占的に認められている社会的使命・社会的責任を認識し、品質を最優先する
【信頼と検証】
「信頼しかし検証」をモットーとし、相互の信頼関係と職業的懐疑心を両立させて業務にあたる
【自分の足場】
経済的独立性を確保できるように法人としてもその構成員たる個人としても特定の収入に過度に依存せず、自分の足場を確保する
【倫理規則】
外観的独立性を確保するため、倫理規則を遵守する
【誇りとやりがい】
精神的独立性を確保するために、罰則等の恐怖ではなく監査業務に対する誇りや使命感や矜持ややりがいを用いる
【コミュニケーション】
情報共有、活発で建設的な議論を重視し、独善的独断的な判断行動は厳に慎む
【高度な人間性】
高度な人間性の涵養に努め、クライアントの役職員を含む利害関係者から信頼に基づく積極的な協力を得られるようにする
【人間心理の理解】
人間心理を理解するため直接的なコミュニケーションを重視する
【ビジネスの理解】
ビジネスを理解し、ビジネスセンスを研鑽するため、現場主義を重視する
【チームプレイ】
組織力を発揮するため、相互の思いやりを重視するとともに、役割と責任の完全履行を重視する

これらの考え方はクレドカードとしてすべての構成員が常に携帯し参照できるようにしています。これらの考え方を基礎としつつ、理事長は率先して品質重視の姿勢を示すとともに下記の品質管理に関するメッセージを法人の構成員に繰り返し伝えています。

**品質メッセージ**
なぎさ監査法人及びその構成員は下記を約束します

- 職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して監査を実施します
- 当法人の品質管理の方針及び手続きを遵守します
- 状況に応じた適切な監査報告書を発行します
- チームメンバーの意見は尊重し、不当な取り扱いはしません
- 監査業務の実施において何よりも品質を重視します

② 品質管理の組織体制

品質管理システムの最高責任者である理事長のもと、事務所の品質管理体制の整備の責任者として、品質管理担当責任者を設置して専任的に品質管理活動を担う体制としています。

品質管理担当責任者を品質管理システムの運用整備の責任者とするとともに、モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者を 1 名選任しています。

また、品質管理担当責任者を補佐するため品質管理担当補佐として、監査実務の経験の豊富な 2 名を選任し、監査実務や法令等に関する知識や情報収集並びに各種判断に関して品質管理担当責任者等をサポートする体制をとっています。

品質管理システムの有効性の評価に関する客観性を高めるため、独立第三者を委員とした評価委員会を設置し、品質管理システムに関する各責任者の実績の評価を行っています。

③ 品質管理システムの整備運用

当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するため、以下の事項に関する品質管理のシステムを整備し運用しています。

- 監査事務所のリスク評価プロセス
- ガバナンス及びリーダーシップ
- 職業倫理及び独立性
- 監査契約の新規の締結及び更新
- 業務の実施
- 監査事務所の業務運営に関する資源
- 情報と伝達
- 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
- 監査事務所間の引継ぎ

上記組織体制の下で、上記の事項に対応する監査の品質管理規程や細則、関連するマニュアル等を整備し運用しています。この中には、監査調書の適切な保管に関する諸規定を含んでおります。また、その運用状況に関するモニタリング（日常的なモニタリング、終了した監査業務に対する検証を含む）や、品質管理システム自体の有効性の評価を行い改善につなげる活動も行っており、平成 8 年 3 月末を基準とした品質管理システムの有効性の評価結果は「品質管理システムは業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供している」と結論しております。

個別の監査業務については、適格性や独立性を考慮して監査業務ごとに責任者等を選任しております。また、監査業務ごとに適格性や客観性を考慮して審査担当者を選任しており個別監査業務別に適切な時期に審査担当者による審査を実施しております。

毎月 1 回実施している社員会に合わせて、社員とマネージャーを構成員とした社員マネージャー会議を実施しています。社員マネージャー会議において各監査業務における重要事項の共有を図り、必要に応じて協議を行っています。

④ 監査品質指標（Audit Quality Indicators）

当法人は現状、規模の小さい監査法人であるため、緊急時への対応や急激な業務量拡大への対応及び実効性のあるローテーション制度の適切な運用が重要な品質上のリスクとなります。このことを勘案して、監査品質指標として下記を定めています。

・監査チーム数

筆頭関与社員、関与社員、マネージャー、その他スタッフを構成要素とする監査チームの数を2チーム以上保有すること。

・監査チーム数あたりの上場会社数

監査チームあたりの上場会社監査業務の数が2を超えないこと

今年度末における各AQIの実績は下記のとおりです。

・監査チーム数　2チーム

・監査チーム数あたりの上場会社数　1社

なお、当面の間は監査チーム数を3チームにするべく品質を確保しながら規模拡大を図る方針です。

（2）組織・ガバナンス基盤

当監査法人の組織図は下記のとおりです。




事務所の最高意思決定機関は全社員で構成する社員会です。社員会で決定した経営方針に従い、実効性のある経営機能を確保するため、経営機能の多くの部分を理事長に委任しています。

理事長は強いリーダーシップをもって当監査法人の経営機能の多くの部分を担い、理事長の考え方をよく理解し、必要に応じて遠慮なく理事長に意見できる関係性を有した創業メンバーの一人を品質管理担当責任者としています。理事長と品質管理担当責任者は経営管理及び品質管理に専念できるように、監査業務等の業務執行に関するアサインを行っています。

経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を強化するため、独立第三者を選任・設置しています。独立第三者は財務省OBであり監査法人及びクライアントから独立した立場を確保しており、米国公認会計士の資格も有しており監査制度への知見も有しております。独立第三者は社員会及び理事会から独立したガバナンス委員会の委員及び、品質管

理システムの各責任者の業績評価を行うための評価委員の委員にも就任しております。

（3）人的基盤

当監査法人の監査業務は社員 5 名、常勤の公認会計士 1 名、米国公認会計士 1 名、非常勤の公認会計士 5 名で行っています。

ほとんどの者が大手監査法人での監査実務の経験を含む監査実務経験の豊富な会計士等であり、十分な能力と経験を有しています。

当監査法人が契約する監査対象の上場会社は 2 社、それらを含む全監査契約数は 12 社であり、いずれも比較的規模の小さな会社であります。

上場会社の監査業務に関しては、重要な監査項目や監査業務のフレームワークに関する部分は社員 5 名と常勤の会計士等 2 名で担当できており、人的基盤としては現状、十分確保できています。

今後、適切なローテーションを安定的に実行するために、社員の増員が必要となりますが、現在理事長中心に適任者の選定にあたっている状況です。

各専門要員等に求められる専門能力向上のため、各専門要員毎に定めた研修カリキュラムに基づき研修を実施しております。

監査責任者、審査担当者、品質管理担当責任者、定期的検証担当者については適格要件を定めたうえで、当該要件を満たすものの中から適性等を踏まえて選任しております。

専門要員等の報酬及び昇進については、品質管理基準等の遵守状況等を含めた査定項目に基づき評価権限者が評価を行い、当該評価に基づいて決定しております。

当法人が対象とする比較的規模の小さい上場企業の会計監査業務の実効性を高めるためには、専門的知識のみならず、高い人間性、ビジネスや人間心理に関する洞察力が必須であると考えています。これらを涵養するために非監査業務に従事することや副業でビジネスの実施主体となることは極めて有効性が高いと考えており、積極的な関与を推奨しています。

これらの知見・能力を生かして会計監査業務を通じて公益に貢献することが、職業的専門家としての誇りややりがいにつながるものと考えており、結果的に実質的な独立性確保を担保するものであるとの考え方に拠っています。

倫理規則等の遵守は当然ながら厳格に求めていますが、上述のような状況が実現されることで、倫理規則等の遵守が実効的なものになると考えています。

（4）IT 基盤

IT 監査の専門家については経験豊富な非常勤公認会計士 1 名を有しており、現状の業務上不足はありませんが、今後は当該専門家の補充を検討しております。

各種 IT 関連機器及び IT 関連ソリューションについては信頼性の高い大手ベンダー等の助言を受けつつ導入し運用しています。

監査法人という業種の取り扱う情報の性質上、情報セキュリティ、特に機密性には十分に留意しています。情報セキュリティの専門家と業務委託契約を締結し、専門家としての助言を提供してもらうとともに、情報セキュリティに関する諸規定の運用状況のモニタリングを委託しています。

情報機器等の環境面については、非常勤者を含むすべての監査従事者に監査用 PC を貸与し、一元的にセキュリティレベルを管理するとともに、サイバーセキュリティリスクに対応する各種機能を備えたセキュリティソリューションを導入しています。また、情報の機密性を確保しながら

クラウドファイルサーバを活用しています。
このように情報の機密性を最優先しながら、IT ソリューションの導入も進めています。具体的には監査調書システムとして Caseware 社の提供する DccuflexJapan を導入しました。また監査業務の効率性と品質向上を目的として生成 AI の監査業務への活用を推奨しています。情報セキュリティ面に配慮して生成 AI 利用のための規程を整備したうえで、まずは監査クライアントのおかれた外部環境分析や不正リスク要因の分析等に活用していく方針です。

（5）財務基盤

当法人の業歴は 21 年と長く、過去の業績は一時期を除き安定的に黒字基調であり、自己資本も十分に厚く、手元キャッシュも十分に有しております。

（単位：百万円）

| | 令和 6 年 3 月期 | 令和 7 年 3 月期 | 令和 8 年 3 月期 |
|---|---|---|---|
| 売上高 | 216 | 175 | 184 |
| 当期利益 | 23 | 6 | 2 |
| 自己資本 | 119 | 124 | 127 |
| 現預金残高 | 116 | 74 | 58 |

当監査法人と関連法人を含めた売上高総額に占めるコンサルティング業務に関する売上の比率は 25%（令和 8 年 3 月期）と高く、関連法人である税理士法人なぎさ総合会計事務所における税務業務の売上比率も 34%（令和 8 年 3 月期）と高い水準にあります。このように監査業務のみに依存する必要のない財務基盤を築きつつ、コンサルティング業務の顧客や税理士法人なぎさ総合会計事務所の顧客を含め、多様な顧客基盤を築き、かつ、ビジネスそのものや経営者との監査以外での局面での接点を多く確保することにより、当法人の監査業務の主要顧客の監査業務に必要となる、専門要員のビジネスの理解能力向上を図ることとしています。
なお、特定の監査クライアントへの報酬依存度は 15%を超えるものはありません。

（6）国際対応基盤

現在の監査業務で必要となる国際対応基盤として、当監査法人は十分な英語力を持った常勤の米国公認会計士 1 名が所属しており、必要な国際対応基盤は充足しております。

【別紙 1】監査法人のガバナンスコードの適用状況
【別紙 2】業務及び財産の状況に関する説明書類
【別紙 3】直近二会計年度の計算書類